

追 加 議 案（平成 2 6 年 1 2 月 2 日提出）

議 案 番 号

件

名

議第 1 2 8 号

人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第 1 2 8 号

人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

人吉市国民健康保険条例（昭和 3 5 年人吉市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「3 9 万円」を「4 0 4, 0 0 0 円」に、「3 万円」を「1 6, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 7 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る改正後の人吉市国民健康保険条例第 6 条第 1 項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

（提案理由）

健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）の一部改正により、出産育児一時金の額が見直されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。